愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領

（目的）
第１条　この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条第１項に基づく都道府県障害福祉計画及び児童福祉法（昭和２２年法律１６４号）第３３条の２２第１項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画の策定に関し検討を行うため、愛知県障害者施策審議会条例（昭和４７年３月２９日条例第６号）第８条の規定に基づき設置する愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）について、必要な事項を定める。

（構成）
第２条　ワーキンググループは、別表に定める者をもって構成し、愛知県障害者施策審議会会長が、ワーキンググループの会務を総理し、座長となる。
２　会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

（運営）
第３条　ワーキンググループは、愛知県健康福祉部障害福祉課長が招集する。
２　ワーキンググループの設置は、平成３０年３月３１日までとする。

（ワーキンググループ会議の公開）
第４条　ワーキンググループの会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成１２年３月２８日条例第１９号）第７条各号に規定する不開示情報が含まれている事項について審議する場合又は会議を公開することにより当会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、ワーキンググループがその一部又は全部を公開しない旨の決定をした時はこの限りではない。

（庶務）
第５条　ワーキンググループの庶務は、愛知県健康福祉部障害福祉課において行う。

（雑則）
第６条　この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則
この要領は、平成２９年４月２０日から施行し、平成３０年３月３１日をもって廃止する。

別紙１

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ構成員名簿

平成２９年４月２０日現在
敬称略・５０音順

氏名	所属等
岡田　ひろみ	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長
加 賀　時 男	愛知県身体障害者福祉団体連合会会長
川 崎　純 夫	愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会部会長
河 口　尚 子	立命館大学生存学研究センター客員研究員
髙 橋　　脩 （座長）	豊田市福祉事業団理事長
辻　　直 哉	公募委員
徳 田　清 純	愛知県精神障害者家族会連合会会長
永 田　雅 子	名古屋大学心の発達支援研究実践センター教授
古家　千恵美	愛知県盲人福祉連合会
牧 野　昭 彦	愛知県知的障害者育成会副会長
水 野　樹 里	愛知県聴覚障害者協会事務局長